

第41期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年12月19日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラプレステージタワー7階「メイプル」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

議決権行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時まで

株主の皆さまへ

- 当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権行使することができます。ぜひ株主様のご意見を反映いただきたいと存じます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

株主の皆さまへ	1
第41期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	15
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株主の皆さんへ

株主の皆さんには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中期経営計画「Go Beyond! Next20」の初年度となる2025年9月期は、人材開発を中心とした積極投資によって、中計3ヶ年の基盤づくりに重点を置いてスタートしました。結果的に、ホテル・観光・飲食業界の引き続いての好景況に後押しされたこと、金融業界におけるセキュリティ設備への活発な投資などの影響もあり、グループとして売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、これら4指標について創業来最高の結果となりました。皆さまからの励ましやお力添えをいただき、おかげさまで今期も増収増益を継続し、増配を実現できましたこと改めて感謝申し上げます。

日経平均株価が高値を更新する状況の中で、この一年は従来の個人投資家向け事業説明会への参画に加え、個人投資家向けのオープンイベントへの参加、機関投資家及び個人投資家の方との対話の機会が各段に増えたことで、投資家の皆さまの関心をより具体的に感じる一年となりました。それらに一つひとつお応えする、対話的な機会が増えたことは大きな収穫でした。株主の皆さまからの関心の大きなテーマの一つは成長戦略であり、経営ボードではいかに事業が提供する価値を具体的に高めていくか、という本質的な経営課題への議論を進めています。

また、経営環境の変化が大きい中で、リスクを踏まえた持続可能な成長への議論も並行して進めています。スチュワード事業を確立し上場を実現した創業からの20年、上場を経て事業多角化によるグループ経営を実現した次の20年を経て、日本の経済・ビジネス・業界・雇用などが未来に向かって持続可能であるために、当社グループは黒子ながらお客様のサービスやシステムのセントラル=中心的存在となり、お客様及び株主の皆さまの期待を超える成果実現のため、グループ一丸となって引き続き力を尽くします。

今後とも格段のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社CSSホールディングス

代表取締役社長 **水野克裕**

証券コード 2304
2025年12月3日

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号
 株式会社CSSホールディングス

代表取締役社長 水野 克裕

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類とのおりでございますので、同書類をご検討のうえ、4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年12月18日(木曜日)午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月19日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo オークラプレステージタワー7階「メイプル」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的 事 項
報告事項
1. 第41期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ホームページ】

https://www.css-holdings.jp/ir/about_stock/meeting.html

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、掲載書類をご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CSSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスしID・パスワードを入力ください。）



※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがあります。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」をお送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3)インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4)インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報をお読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。

インターネットによる議決権行使期限 2025年12月18日 (木) 午後5時

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年12月12日(金)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されままでの、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。

当社は、定款により取締役の任期を1年と定めており、株主の皆さまの判断を経営に適切に反映できる体制としております。また、取締役の構成については、知識・経験・能力の多様性を確保するようにしております。つきましては、以下取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から各候補者は当社の取締役として適任であり、本議案について特段指摘することはないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野 口 緑	再任	代表取締役	18回中18回 (100%)
2	水 野 克 裕	再任	代表取締役社長	18回中18回 (100%)
3	峠 幸 久	新任	—	—

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> の ぐち みどり 野 口 緑 (1957年3月8日生)	1984年12月 当社取締役 1998年10月 当社取締役副社長 2003年11月 当社代表取締役会長 2008年4月 当社取締役会長 2020年12月 当社代表取締役会長 2021年12月 当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)セントラルサービスシステム 代表取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役	587,800株

【取締役候補者とした理由】

野口緑氏は、1984年当社設立以来、当社及びグループ会社の取締役としてグループ内における事業経営を中心経営者としての豊富な経験を有しております。また、2020年からは当社代表取締役として経営全般を担うとともにX-value事業の推進に取り組み、当社グループの発展に貢献してまいりました。今後も当社グループが成長を続ける上で、創業者精神を後進に引き継ぐとともに、同氏が最も見識が深いスクワード事業の更なる発展に取り組むことで、当社グループの業績向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> みづ の かつ ひろ 水 野 克 裕 (1962年4月12日生)	1985年4月 (株)リクルート入社 2008年4月 リクルート健康保険組合出向 常務理事 2010年7月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン入社 2013年1月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン 取締役 2017年4月 (株)ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 2019年7月 ユニヴァ共済協同組合 代表理事 2021年12月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） (株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役社長	18,000株

【取締役候補者とした理由】

水野克裕氏は、マーケティングや広報を始め、企業経営・事業戦略等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。2021年当社代表取締役に就任後、当社グループにおいて事業執行を代表する役割としてその知見を活かしグループの発展に貢献してまいりました。今後も当社グループの将来にわたる事業成長と企業価値向上の実現を図るうえで、同氏の豊富な見識と経験がグループ全体の監督・ガバナンス強化の推進に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; text-align: center;"> 新任 とうげ 峠 ゆき 幸 ひさ 久 (1961年8月4日生) </div> <div style="flex: 2; padding-left: 10px;"> 1980年4月 (株)高輪プリンスホテル入社 1985年7月 (株)ヘイムインターナショナル入社 1986年7月 (株)ジャパンビル入社 2001年8月 (株)セントラルサービスシステム入社 2009年6月 同社 営業管理部次長 2012年4月 (株)センダン 営業管理部長 2013年12月 同社 執行役員営業管理部長 2015年12月 同社 取締役 2020年9月 同社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)センダン 代表取締役社長 </div> </div>		4,000株

【取締役候補者とした理由】

峠幸久氏は、2001年当社に入社、主に営業管理部門を担当し、顧客との関係強化や各事業所における運営管理に取り組み、2020年からは株式会社センダン代表取締役としてフードサービス事業を統括、当社グループのフードサービス事業の発展に貢献してまいりました。同氏の長年のホスピタリティ分野における豊富なキャリアと、フードサービス事業に関する深い経験を、当社グループが追求する「洗浄と衛生」に係る事業戦略に活かし、グループの持続的成長と企業価値向上に寄与していただくことが期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2025年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2026年4月に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立</p> <p>越智敦生 (1953年9月8日生)</p>	<p>1986年11月 公認会計士社会会計事務所入所 1988年8月 同所 退職 1988年9月 越智会計事務所開設代表（現任） 1998年8月 当社監査役 2001年7月 九段監査法人（現 清陽監査法人） 代表社員 2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年8月 清陽監査法人 退任 (重要な兼職の状況) 越智会計事務所 代表</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 越智敦生氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、財務・会計分野における造詣が深く、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社では1998年から監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2015年12月に当社の社外取締役に就任し、本総会終結の時をもってその在任期間は10年であります。</p>	41,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 なが つじ こう 永辻 航 (1977年11月4日生) </div>	<p>2004年11月 司法試験合格 2006年10月 弁護士登録 木島・手島法律事務所入所 (現 木島綜合法律事務所) 2010年10月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 再開発プランナー登録 2011年9月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 URCAマンション建替えアドバイザー登録 2020年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） なし</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 永辻航氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。当社では2020年から監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、また、当社グループのガバナンス強化に向けて有益な助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のさらなるコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2020年12月に当社の社外取締役に就任し、本総会終結の時をもってその在任期間は5年であります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>再任 社外 独立</p> <p>山河和博 (1966年11月1日生)</p>	<p>1988年4月 一般社団法人全国農協観光協会入社 1994年2月 (株)オーエムソーラー協会入社 2001年8月 奥陽科技発展(上海)有限公司監査役 2002年12月 OM出版(株)監査役 2004年6月 (株)OM研究所監査役 2005年6月 オーエム計画(株)代表取締役社長 2012年3月 SE住宅ローンサービス(株)代表取締役社長 2016年5月 (株)ムジハウス(株)良品計画連結子会社)監査役 2017年8月 (株)エヌ・シー・エヌ常務取締役 2021年12月 (株)サカイホールディングス取締役 2022年5月 (株)シャルドネ・オフィス顧問(現任) 2023年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山河和博氏は、様々な事業において企業経営に関する知識を有しており、また、IPO担当役員として2度の株式公開を果たすなど、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験と、監査役として企業における監査の実態に対する知見やガバナンスコードの対応など多様な経験を有しております。当社では2023年から監査等委員である社外取締役として、当社グループのガバナンス強化に向けて有益な助言・提言をいただいております。 上記の理由から、社外取締役として当社グループの持続的成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立に資する人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は2023年12月に当社の社外取締役に就任し、本総会終結の時をもってその在任期間は2年であります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2025年9月30日現在のものです。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 越智敦生氏、永辻航氏及び山河和博氏は社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、越智敦生氏、永辻航氏及び山河和博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として、同取引所に届け出ております。原案どおり3名の再任をご承認いただいた場合は、引き続き同3名を独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

5. 当社は、越智敦生氏、永辻航氏及び山河和博氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、原案どおり同3名の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2026年4月に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 指定監査等委員である取締役1名選任の件

2024年12月19日開催の第40期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が本総会開始の時までとされておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
篠連 (1957年2月26日生)	<p>1986年10月 司法試験合格</p> <p>1989年4月 弁護士登録</p> <p>1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現任）</p> <p>2016年6月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2018年6月 高島株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年6月 前田建設工業株式会社 監査役 (重要な兼職の状況)</p> <p>シナネンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>高島株式会社社外取締役（監査等委員）</p>	0株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】

篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に活かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、引き続き補欠の社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は2025年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

事 業 報 告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、地政学リスクの高まりや原材料・労務費の高騰、米国の関税政策の影響など先行き不透明な状況が続く中、企業努力や各種政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善する中で緩やかに回復してまいりました。

レジャー・観光・飲食業界においては、新規ホテル開業が依然引き続いていること、大阪・関西万博開催に伴う特需、外食、宿泊・温泉施設、遊園地・テーマパークなど外出を伴うレジャーの参加人口が全般的に伸びていること、訪日客のインバウンド需要も伸びており、これらに加えて物価や消費単価が上がっていることもマーケットの拡大に寄与しました。

このような環境下において当社グループは、今年度から第5期となる新たな3ヵ年中期経営計画をスタート、2024年12月には「2025-27中期経営計画 “Go Beyond ! Next20”」を発表いたしました。2027年9月期の連結業績目標を売上高270億円、営業利益9.5億円、ROE15%以上とし、『資本効率を高める投資の強化』をテーマに、事業開発戦略として、既存事業領域における基盤強化と収益力の向上と、新たな提供価値の創造をミッションとするXvalueユニット活動を、相互に関係しながらも独立して二軸で成果を追求することを掲げています。

中期経営計画の初年度となる当連結会計年度における連結売上高は19,499百万円（前連結会計年度比10.6%増）、連結営業利益は717百万円（前連結会計年度比20.4%増）、連結経常利益は742百万円（前連結会計年度比17.8%増）となり、法人税等調整額（益）を138百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は587百万円（前連結会計年度比36.8%増）となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

＜スチュワード事業＞

当事業は、ホテル・レストラン・テーマパークを主たるお客様として、食器洗浄をはじめとする厨房管理業務及び清掃業務を全国展開する当社グループの中核となるセグメントです。

当連結会計年度においては、年間で15件の新規事業所を開業いたしました。地域別では東日本8件、西日本7件とバランスが取れた開業となりました。従来のお客様に加え、神社や病院、イベントのグラス・リユースカップ洗浄といった幅広いお客様から受注、お引き合いを頂戴しました。社内において営業グループの再編・人材投入を実施し、新規のお客様開拓の推進や既存のお客様の更なるサービス向上に努める体制を構築しました。その結果、よりきめ細かく、スピーディーにお客

様のニーズにお応えする体制を整え、来期の受注案件の積み上げにも注力しています。また既存のお客様との契約更改時には人件費等のコストアップ要因に対して適正な利益の確保に取り組み、次年度の売上底上げのベースを着実に作りました。

当連結会計年度においては海外からの外国人正社員の育成や、SaaS導入による従業員エンゲージメント強化やシフト業務・労務関係業務プロセスの再構築、社内資格取得の推進、責任者人材育成の強化等の各施策に注力し、職場環境や業務フローの改善による事業基盤強化によって収益力を高める取り組みを推進いたしました。引き続きリテンションを支えるコミュニケーションや教育・人材開発及び労働安全衛生に配慮したマネジメントに注力しております。

これらの結果、売上高は9,374百万円（前連結会計年度比10.5%増）となり、営業利益は555百万円（前連結会計年度比3.0%増）と増収増益となりました。

＜フードサービス事業＞

当事業は、従業員食堂・ホテル内レストラン・高齢者施設等給食運営の受託を全国で展開するセグメントです。

当連結会計年度においては、年間で17件の新規事業所を開業いたしました。セグメント別には、従業員食堂5件、ホテル内レストラン6件、高齢者施設6件となりました。大阪・関西万博の開催に伴い、万博にて大手食品メーカー様が提供するレストランブースの運営への参画に加え、万博需要で盛況となった宿泊特化型ホテルにおける朝食レストランの需要の伸びが売上・収益の増加に寄与いたしました。

一方で、米を筆頭に食材価格の急激な高騰が収益を圧迫する要因となっており、契約更改時にはお客様からのご理解をいただきながら適正な利益の確保を進めております。

当事業会計年度におけるトピックスとして、当事業が提供する宿泊特化型ホテルや従業員食堂での朝食やランチが、テレビやYouTubeで「おいしいホテル、従業員食堂」として紹介される事例が増えました。

社内においては社内体制の強化、従業員エンゲージメントの向上の取組みとして新卒・中途社員向け衛生教育の強化、調理実習研修を実施しました。また人手不足への対応として特定技能人材の外国人雇用の受入れも行いました。

これらの結果、売上高は4,598百万円（前連結会計年度比17.3%増）となり、営業利益は91百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

＜空間プロデュース事業＞

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティーに関する設計・施工・販売・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまで提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成いたします。

当連結会計年度において、東洋メディアリンクスは主に金融機関向けのITV（監視カメラ／Industrial TV）及び周辺装置・業務放送設備・モニター等の更新需要が業績を牽引する形で収益の改善に大きく寄与しました。

同じくMood Media Japanは、Mood Mediaヘッドクオーターとの連携を取りながら、独自の

販促施策が奏功し、商談機会を拡げた結果、大型の受注案件の取り込みに成功しました。

音響特機は、前期に大型案件があった反動等により減収減益となりましたが、東洋メディアリンクスとの連携強化を図り、当社の強みである利益率の高い輸入品ブランド機器の販売に注力しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は5,542百万円（前連結会計年度比5.8%増）となり、営業利益は313百万円（前連結会計年度比39.6%増）の増収増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、60百万円であります。

その主なものは、スチュワード事業における社員寮の改修に伴う資産取得（3百万円）、空間プロデュース事業における販売管理システム等資産取得（14百万円）、音響測定機材等資産取得（24百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区分	第38期 (2022年9月期)	第39期 (2023年9月期)	第40期 (2024年9月期)	第41期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	10,883,247	14,832,568	17,631,382	19,499,573
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	102,966	230,162	429,039	587,056
1株当たり当期純利益(円)	20.63	46.08	85.90	117.37
総資産(千円)	5,096,479	5,700,595	5,931,124	6,317,345
純資産(千円)	2,168,915	2,346,000	2,674,954	3,089,813
1株当たり純資産額(円)	434.25	469.70	535.57	626.03

(注) 純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(3) 重要な子会社の状況(2025年9月30日現在)

事業区分	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
	(株)セントラルホテルサービス	10,000	100	スチュワード管理事業
フードサービス事業	(株)センドン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音響特機(株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan(株)	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
その他	(株)CSSビジネスポート	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは2025年度からスタートした「中長期経営計画 Go Beyond! Next20」の初年度を終了しました。既存の事業分野の安全で信頼性の高い事業運営基盤から生まれる堅実な事業収益を、いかに新たな顧客価値の提供に対して金銭及び人的投資できるかが大きなポイントと捉えています。初年度となる当連結会計年度はおおむね予想通りの数値を達成しましたが、引き続き各事業の経営環境を踏まえて新たな取り組みを積極的に展開するとともに、リスク・課題のプライオリティを定めて着実な前進を果たすことで、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

〈スチュワード事業〉

本セグメントの重点課題は「スチュワード業務の確立と収益力の強化」です。スチュワードとは、ホテルなどにおいて什器や食器管理のプロ集団です。ホテル宴会のメニューに対応する食器を調理人と連携して用意し、食事後にサービスの方がさげてきた食器を洗浄、保管、メンテナンスと管理を行います。数々の食器、グラス、カトラリーを間違いなく揃え、お客様に素晴らしいお料理が提供できるように、食器の破損や輝きなどを日々チェックしているプロフェッショナルな仕事です。

これに対して現在、食器洗浄機や洗剤、衛生に関する必要知識やスキルのアップデート及びレベルアップのために、スチュワードに関する社内資格試験を刷新し従業員教育に力を入れ、必要な投資を行っています。また、引き続きDXやAI・ロボティクスといった先進技術の導入によるバックヤード変革の検討・実行と、そのための異業種との交流を積極的に推進しています。

雇用に関しては外国人や高齢者の方の雇用機会が増えることへの対応を進めています。働き手として外国人の方が増えていることへの対応として、幹部候補人材としての外国人スチュワードの採用、養成や、外資系ホテルの増加に伴って英語力に優れた外国人の活躍機会などを期待して積極的に人材の獲得・育成に投資しています。高齢者の方に対しては、安全衛生管理の観点からも個々人の健康管理、労働状況のモニタリングを強化し現場注意喚起を継続しています。

また、人手不足、高齢化、非熟練者の増加など、事故、ケガ、トラブルの未然防止によって、従業員が安心して働ける職場環境を維持するために、社長直轄でリスクマネジメント室を組織化し、当社と連携して専門性と時代の要請に対する速やかな対応に組織的に注力しています。リスクを機会として有効に活かすことも念頭に、攻めのリスクマネジメント室として、ホテル等のお客様との情報共有や現場巡回を引き続き積極的に行ってています。

収益力の強化に関しては、今後ますます同業他社との競争が激しくなることを予見し、当社の40年の実績と業界ナンバーワンのノウハウを武器に、新規案件の獲得及び既存のお客様との契約更改管理を強化しています。売上を伸ばすと共に、適正な利益水準の確保と臨時・追加業務の獲得を目指し、社長直轄で本社と現場が連携しながら活動しています。

＜フードサービス事業＞

お客様が主にホテル・レストラン業界であることから、多くの課題感がスチュワード事業セグメントと共に通っています。当事業特有の課題として、食材を取り扱う者としてのHACCP等の衛生管理の知識、意識は常にプラスアップの必要があり引き続き対応を進めています。

堅調な外部環境もあいまって、全国のお客様から受注、お引き合いを頂戴しておりますが、慢性的な人材不足の状況が続いております。攻めと守りのバランスを確保しつつ、現場の人材のエンゲージメントを高め、食に関する専門性の高い人材の成長投資を実施しています

また、第三の柱として育てている高齢者施設等ライフケア分野については、かねてより人材を現場経験や知見習得のために積極的に投入しており順調に新規開業の事業所を増やし、一定の売上規模まで成長してきております。一方で、高齢者向けに、より慎重で万全な体制で運営することに全力を尽くしているため、受注・開業のペースを従来対比スローダウンさせる方針です。

食材費や労務費等の上昇が収益を圧迫する要因となっています。契約更改の際、比較的食材費の高騰分に関してはお客様のご理解を得られ易い状況ですが、労務費の上昇分については引き続き粘り強くお客様にご理解をいただけるよう交渉をしています。

＜空間プロデュース事業＞

設計、調達、施工、保守という従来の価値を基盤として、現場においては空間をプロデュースするという価値実現の提案機会が増えてきており、これに対応する製品力、提案力、人材などの調達や獲得、育成が求められています。

常に時代に即した新しい商品・サービスを提供し、お客様の信頼を得るために、外部との連携による新たな価値づくりを目指し、当事業セグメントが商品を調達しながら施工につなげる立ち位置にあることから、メーカーをはじめ様々な事業協力パートナーとの連携において試行錯誤を進めています。

経営基盤の強化に伴い、今後はより一層、東洋メディアリンクス、Mood Media Japan、音響特機の空間プロデュース事業を構成する3社が連携しながらお客様へのベストなソリューション提案を推進してまいります。

当事業はお客様からの案件受注の多寡により年度の業績が振れる「フロー型ビジネス」を中心となっていることから、それに加えて、今後は「ストック型ビジネス」として安定的な収益を確保するため、従来のプロダクトセールス型からサブスク型フィービジネスへの転換を図っていきます。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード事業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理（食器・什器・厨房の洗浄、清掃・維持・管理等）
フードサービス事業	従業員食堂及びホテル内レストラン・高齢者施設等給食運営
空間プロデュース事業	セキュリティー・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

	当社	本社：東京都中央区
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市 東海営業所：愛知県名古屋市 福岡営業所：福岡県福岡市
	(株)セントラルホテルサービス	本社：東京都中央区
フードサービス事業	(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市
	音響特機(株)	本社：東京都中央区 仙台営業所：宮城県名取市 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan(株)	本社：東京都中央区
その他	(株)C S S ビジネスサポート	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減	
グループ全体の経営・管理	3名 (0名)	0名	(0名)
スチュワード事業	288名 (5,611名)	17名増	(301名増)
フードサービス事業	183名 (1,013名)	30名増	(107名増)
空間プロデュース事業	115名 (0名)	3名減	(0名)
その他	24名 (6名)	3名減	(0名)
合 計	613名 (6,630名)	41名増	(408名増)

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人が、スチュワード事業において前連結会計年度末に比べて17名増加(301名増)、フードサービス事業において30名増加(107名増)したのは、主に受注業務拡大に伴い従業員が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3名	0名	53.3歳	13年11ヵ月

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	60,000千円
株式会社三井住友銀行	60,000
株式会社みずほ銀行	60,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
株式会社りそな銀行	30,000
三井住友信託銀行株式会社	30,000
株式会社商工組合中央金庫	10,000
合 計	300,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,776,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,285,600株 (自己株式224,408株を含む。) |
| ③ 株主数 | 2,264名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	所有株式数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090802)	677,000株	13.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090803)	671,000株	13.26%
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	600,000株	11.85%
野口 緑	587,800株	11.61%
S・T E C 株式会社	425,000株	8.40%
白土 将敏	223,500株	4.42%
秋元 之浩	180,800株	3.57%
C S S グループ従業員持株会	149,121株	2.95%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	125,600株	2.48%
越智 敦生	41,100株	0.81%

- (注) 1. 当社は、自己株式を224,408株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(224,408株)を控除して計算しております。
3. 役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が125,600株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年9月30日現在）

発行決議日	2005年12月18日	
新株予約権の数	253個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 25,300株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 1 円 (100 株当たり 1 円)	
権利行使期間	2006年 2 月 1 日から 2025年12月18日まで	
行使の条件	(注)	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	・新株予約権の数：252個 ・目的となる株式数：25,200株 ・保有者数：1人
	取締役 (監査等委員)	・新株予約権の数：1個 ・目的となる株式数：100株 ・保有者数：1人

- (注) ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。
 ② 前記①にかかわらず、2024年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えるなかつた場合には、2025年1月1日より新株予約権行使できるものとする。
 ③ 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水野克裕	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役社長
代表取締役	野口緑	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役
取締役	太田清久	(株)CXC 代表取締役
取締役 (監査等委員)	越智敦生	越智会計事務所 代表
取締役 (監査等委員)	永辻航	
取締役 (監査等委員)	山河和博	(株)シャルドネ・オフィス顧問

- (注) 1. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2. 越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）山河和博氏は、企業経営に関する知識や、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。
6. 当社は、社外取締役である越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門から定期的なヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。

② 事業年度中に退任した取締役

該当ありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

当社は役員報酬制度をグループガバナンスにおける最重要事項として位置づけ、以下の基本哲学に則して、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において、当該諮問に対して客観的な視点による審議を経て、その答申を受けて取締役会決定を行っています。

[役員報酬制度の基本哲学]

- ・グループミッションの実現を促すものであること
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準を目指すこと
- ・長期的な企業価値向上を目指し、中長期ビジョンの実現を動機づけるものであること
- ・短期目標の達成を動機づけるとともに、過度に短期志向に偏らないように配慮されていること
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性及び合理性を備えた設計であり、これを満たす適切な審議及び評価プロセスを経て設計されること
- ・個人のミッションに応じて、その役割・責任の大きさに準じた報酬水準であり、目標達成度が報酬に反映される設計であること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額の固定金銭報酬と、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬で構成し、監督機能を担う取締役には月額の固定金銭報酬を設定しています。また、役員退職慰労金制度はありません。

b. 各報酬の概要

役員報酬は、当会社の取締役のみに支給される監督報酬としての「基本報酬」、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定される業務執行報酬としての「基本報酬」、業績及びミッションの達成状況によって支給される「業績連動金銭報酬」並びに「業績連動株式報酬」からなります。

「基本報酬」は、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて役員報酬規程で定めます。「業績連動金銭報酬」の報酬割合は、業務執行報酬としての基本報酬に100分の10を乗じた額を基準とし、業績指標達成度及び個人考課の結果を反映して0～200%の範囲で変動します。業績目標と個人考課の評価ウエイトは8：2とします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、監督報酬としての「基本報酬」のみの支給としています。

c. 基本報酬及び業績連動金銭報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額につきましては、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において年額300百万円以内で決議をいただいており、本株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。また、監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、本株主総会において年額40百万円以内で決議をいただいており、本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

当社の取締役会は、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。

当事業年度に係る基本報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2024年12月24日開催の取締役会の決議により決定いたしました。また、業績連動金銭報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2025年10月28日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2024年12月24日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

d. 株式報酬に関する事項

当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役等に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、当期における当該報酬の支給実績はありません。

また、本制度は、2024年12月19日開催の第40期定時株主総会決議に基づき一部改定し、譲渡制限付きの株式報酬しております。この改定により、取締役等への給付株式が在任期間中から明確となり、取締役等が株式上昇メリット及び株式下落リスクを株主の皆様と一層緊密に共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めると考えています。

譲渡制限付き株式報酬のポイント数は、1事業年度当たり25,000ポイントを上限とし（うち取締役分として21,000ポイント、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）、役員株式給付規程にて定める役位別ポイントに準じて、指名・報酬委員会の意見を踏まえて、取締役会で決定の上で支給いたします。

四. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	82,451	68,020	10,152	4,279	3
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,720 (12,720)	12,720 (12,720)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	95,171 (12,720)	80,740 (12,720)	10,152 (—)	4,279 (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
4. 業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額であります。
5. 非金銭報酬等の額は、当事業年度における株式給付引当金の繰入額であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。
なお、当社と越智会計事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士事務所に所属しており、重要な兼職はありません。
- ・取締役（監査等委員）山河和博氏は、(株)シャルドネ・オフィスの顧問を兼務しております。
なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（18回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 (監査等委員)	越智 敦生	18回	100%	18回	100%
	永辻 航	18回	100%	18回	100%
	山河 和博	18回	100%	18回	100%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役 越智 敦生	<p>公認会計士としての専門的見地から、特に各種案件における財務的観点からの検討など、独立した客観的な立場から、企業価値向上と株主利益の確保に向けた監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、監査等委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役 永辻 航	<p>弁護士として培われた専門的見地から、特に各種案件における企業法務の観点からの検討など、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役 山河 和博	<p>様々な事業において企業経営に関する知識を有しております、IPO担当役員として2度の株式公開を果たすなど、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。また、監査役として企業における監査の実態に対する知見やガバナンスコードの対応など多様な経験を活かし、当社経営の監督、経営全般への助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、取締役会の議案について事前に協議・精査をおこなうなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、監査等委員会委員、任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員として、当社の企業価値向上に尽力しております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,990千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,990千円

(注) 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会・リスクマネジメント室を組織し、定例的に招集する。同組織は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、CSR等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるCSSグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなるリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。

当社の取締役会では、CSSグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部門担当役員が統括する。

取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。

取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。

監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。

また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。

監査等委員は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、CSR等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば隨時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要な事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況及び内部統制の状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人であるRSM清和監査法人よりレビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期の配当は期初に予定をしておりました1株当たり中間配当15円、期末配当15円の年間合計30円配当に対して、第3四半期決算発表と同時に期末配当を20円に増額し、さらに記念配当10円を加算することを発表、年間合計45円の配当を実施いたします。

今後の剰余金の配当等に関しては、引き続き継続的かつ安定的な配分を行う方針です。増益・増配で株主のみなさまのご支援にお応えするよう力を尽くす一方、さらなる成長基盤の強化に向けた事業投資や人的資本への投資あるいは自社株買いなど、企業価値すなわち株式時価総額や株価を高める戦略の様々な可能性及び選択肢に対してもバランスよく柔軟な配分を実行していきたいと考えています。

また、内部留保資金につきましては、今後の基軸事業の強化による収益力の向上、人材育成の強化、グループシナジーや外部リソース活用による価値創出等のために有効投資してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	3,914,416	流動負債	2,843,214
現金及び預金	1,138,856	支払手形及び買掛金	569,909
受取手形、売掛金及び契約資産	2,140,208	短期借入金	300,000
有価証券	49,879	リース債務	7,961
商品及び製品	388,876	未払消費税等	321,859
仕掛品	19,989	未払法人税等	172,357
原材料及び貯蔵品	20,278	賞与引当金	169,129
未収入金	6,320	役員賞与引当金	14,761
短期貸付金	20,163	その他の	388,459
その他の	131,540	固定負債	384,316
貸倒引当金	△1,697	リース債務	6,098
固定資産	2,402,928	退職給付に係る負債	344,604
有形固定資産	1,373,346	繰延税金負債	8,595
建物及び構築物	356,256	株式給付引当金	5,785
土地	951,628	長期未払金	10,567
その他の	65,460	資産除去債務	8,164
無形固定資産	62,589	その他の	500
のれん	6,921	負債合計	3,227,531
その他の	55,667	純資産の部	
投資その他の資産	966,992	株主資本	2,872,572
投資有価証券	612,760	資本金	393,562
繰延税金資産	201,836	資本剰余金	272,046
その他の	155,941	利益剰余金	2,384,491
貸倒引当金	△3,545	自己株式	△177,527
資産合計	6,317,345	その他の包括利益累計額	217,241
		その他有価証券評価差額金	217,241
		純資産合計	3,089,813
		負債純資産合計	6,317,345

連結損益計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売	上 原 高 価 利 益	19,499,573
売 売	上 総 利 益	16,279,596
販 売	費 及 び 一 般 管 理 費 利 益	3,219,977
営 営	業 外 収 益	2,502,393
営 営	業 外 取 利 息 金	717,583
受 受 受	取 配 当 貸 料 引 金	2,444 15,357 6,965
仕 用	入 貨 割 成 金	7,364
雇 そ	用 調 整 の 助 成 金	6,808 8,924
営 営	業 外 費 用 息 料 損 他	47,865
支 支 為 そ	払 手 差 損 他	11,201 1,321 4,442 6,156
經 経	常 利 益	23,121
特 別 別	利 益	742,327
固 投 保	定 資 產 売 却 益	39 8,720 239
特 別 別	利 益	9,000
固	定 資 產 除 却 損	76
税 法	金 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	751,250
税 法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	302,829 △138,635
当 期	純 利 益	164,194
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		587,056
		587,056

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

募集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年10月1日 残高	393,562	279,271	1,976,956	△109,573	2,540,216
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△179,521		△179,521
親会社株主に帰属する当期純利益			587,056		587,506
自己株式の取得				△75,200	△75,200
自己株式の処分		△7,224		7,245	21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△7,224	407,534	△67,954	332,355
2025年9月30日 残高	393,562	272,046	2,384,491	△177,527	2,872,572

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2024年10月1日 残高	134,738	134,738	2,674,954
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△179,521
親会社株主に帰属する当期純利益			587,056
自己株式の取得			△75,200
自己株式の処分			21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	82,503	82,503	82,503
連結会計年度中の変動額合計	82,503	82,503	414,858
2025年9月30日 残高	217,241	217,241	3,089,813

計算書類

貸借対照表
(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	665,360	流動負債	1,769,373
現金及び預金	415,438	短期借入金	300,000
未収入金	68,868	関係会社短期借入金	1,420,000
前払費用	3,714	未払金	21,254
関係会社短期貸付金	170,000	未払費用	4,433
貯蔵品	343	未払法人税等	620
未収消費税等	5,877	預り金	3,001
未収還付法人税等	242	賞与引当金	1,842
その他の	875	役員賞与引当金	10,152
固定資産	2,627,588	その他の	8,069
有形固定資産	869,725	固定負債	12,067
建物	251,220	退職給付引当金	2,543
土地	618,355	株式給付引当金	5,785
その他の	149	繰延税金負債	3,738
無形固定資産	179	負債合計	1,781,441
投資その他の資産	1,757,684	純資産の部	
投資有価証券	25,789	株主資本	1,497,791
関係会社株式	1,719,149	資本剰余金	393,562
長期前払費用	9,711	資本準備金	272,046
その他の	3,033	その他資本剰余金	117,699
資産合計	3,292,949	利益剰余金	154,346
		その他利益剰余金	1,009,710
		別途積立金	1,009,710
		繰越利益剰余金	600,000
		自己株式	409,710
		評価・換算差額等	△177,527
		その他有価証券評価差額金	13,716
		純資産合計	13,716
			1,511,507
			3,292,949
負債純資産合計			

損益計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位:千円)

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	453,975	
関 係 会 社 受 取 貸 貸 料	122,436	576,411
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	391,966	391,966
営 業 利 益		184,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,535	
受 取 配 当 金	955	
そ の 他	608	7,098
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,636	
支 払 手 数 料	1,321	13,957
経 常 利 益		177,585
特 別 利 益		
投 資 有 價 証 券 売 却 益	8,720	8,720
税 引 前 当 期 純 利 益		186,305
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 還 付 税 額	△66,529	
法 人 税 等 調 整 額	△986	△67,225
当 期 純 利 益		253,531

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年10月1日残高	393,562	117,699	161,571	279,271	600,000	355,700	935,700	△109,573	1,498,960
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△179,521	△179,521			△179,521
当期純利益					253,531	253,531			253,531
自己株式の取得								△75,200	△75,200
自己株式の処分		△7,224	△7,224					7,245	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△7,224	△7,224	－	74,009	74,009	△67,954	△1,169
2025年9月30日残高	393,562	117,699	154,346	272,046	600,000	409,710	1,009,710	△177,527	1,497,791

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年10月1日残高		11,168		11,168
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△179,521
当期純利益				253,531
自己株式の取得				△75,200
自己株式の処分				21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		2,547		2,547
事業年度中の変動額合計		2,547		2,547
2025年9月30日残高		13,716		13,716
				1,511,507

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社C S S ホールディングス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 村 山 大 二
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S S ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社C S S ホールディングス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 村 山 大 二
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S S ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

株式会社C S S ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 越 智 敦 生 

監査等委員 永 辻 航 

監査等委員 山 河 和 博 

(注) 監査等委員越智敦生、永辻 航及び山河和博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

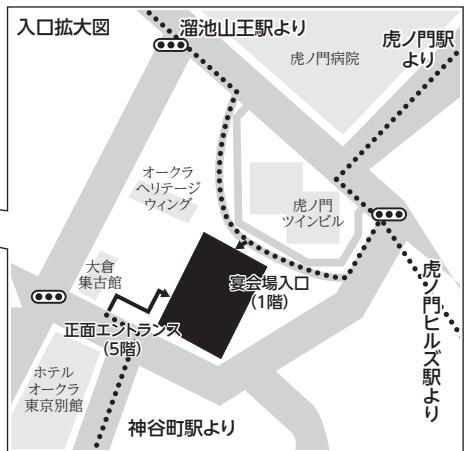
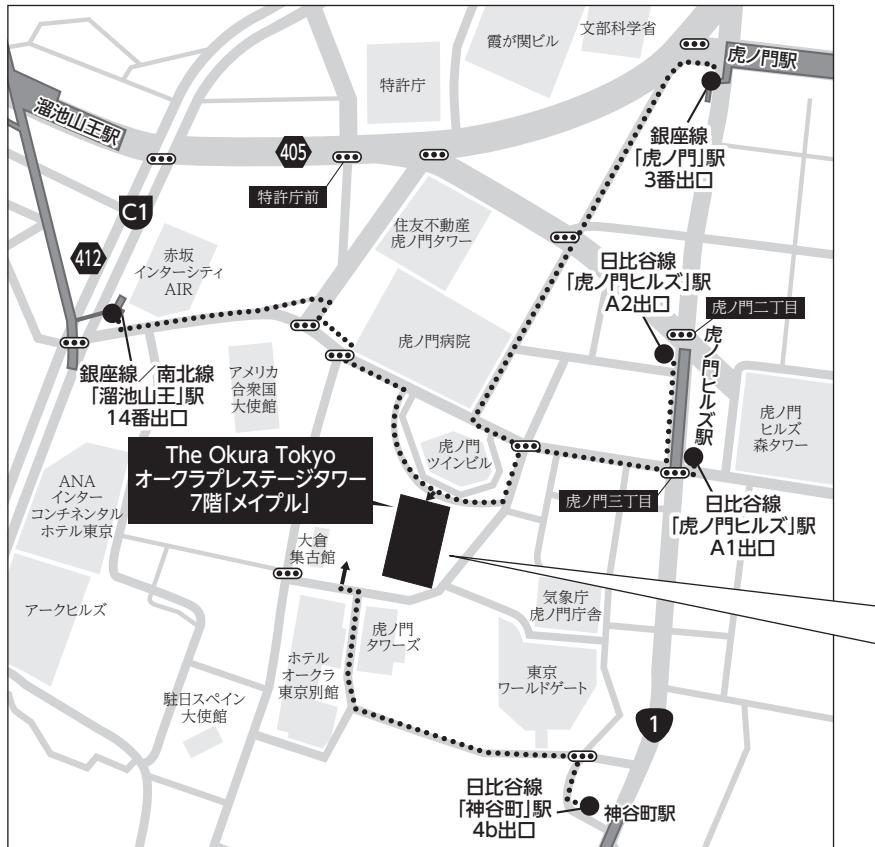
The Okura Tokyo オークラプレステージタワー7階「メイプル」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

※開催場所が、前回定時株主総会と異なっておりますので、ご注意ください。

交通

- | | |
|----------------------|----------------|
| ■ 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 | 3番出口から徒歩約10分 |
| ■ 東京メトロ銀座線／南北線 溝池山王駅 | 14番出口から徒歩約10分 |
| ■ 東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 | A1,A2出口から徒歩約6分 |
| ■ 東京メトロ日比谷線 神谷町駅 | 4b出口から徒歩約6分 |



※虎ノ門駅、虎ノ門ヒルズ駅、溜池山王駅から
徒歩でお越しいただく場合は、宴会場入口
(1階)よりお越しください。

※神谷町駅からお越しの場合は、正面エントランス（5階）よりエレベーターにて7階へお越しください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。